

西宮市社会福祉審議会

令和6年度第2回 児童福祉専門分科会

会 議 録

□開催日時 令和6年8月21日（水） 午前9時30分～

□開催場所 西宮市議会 4号委員会室（市役所本庁舎議会棟3階）

□出席者

- ・委員：才村会長、曾田副会長、一色委員、梶委員、北岡委員
上月委員、瀧野委員、宮本委員
- ・事務局：伊藤こども支援局長、小島子供支援総括室長
岡田子供支援総務課担当課長（計画推進）
中塚子育て支援部長、三柵子供家庭支援課長
新田子育て総合センター所長、園田保健所副所長
浦岡地域保健課長、秦学校教育部長、小濱学校保健安全課長

会議次第

審議事項

- （1）地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策について
- （2）第3期西宮市子ども・子育て支援事業計画の素案について

会議概要

[午前9時30分 開会]

審議事項

- （1）地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策について

○委員 地域子育て相談機関の量の見込みと3ページの子育てヘルプについて、質問させていただきたい。

まず、地域子育て相談機関について、子育てひろばでの相談を念頭に今後実施していくということだが、アンケートの結果などを見ると、子育てひろば自体が徒歩で10分以上かかると、皆さん行きたくなくなってしまう調査結果が出ていた。

そもそも相談機関として、しっかりとつながってもらえることが求められていると思う。地域子育て相談機関の確保方策としては、子育てひろばの数とリンクしていると思うが、この子育てひろばの箇所数が、もう少し行きやすい徒歩10分以内であれば、中学校区ではなく小学校区ぐらいの範囲で行けるようになると思う。地域子育て相談機関と子育てひろばの数が、令和8年度以降、22か所では足りないのではないか。そのあたりに関してのお考えをお聞きしたい。

また子育てヘルプについて、確保方策の世帯数や回数が年々減っていくことについて、市としての考え方を、改めてお聞きしたい。

○事務局 地域子育て相談機関についてお答えする。

箇所数は22か所となっているが、先ほど事務局からの説明にもあったように、まず利用者支援事業の基本型（子育てコンシェルジュ）の4か所から開始する。次の段階として、21か所ある子育てひろばに拡大していく。子育てひろばには子育てコンシェルジュと兼ねている施設もあるため、合わせて22か所となっている。

その22か所が少し足りないのではないかというお話かと思う。国で示されているものが、おおむね中学校区に1つを目安、ただし地域の実情によっては中学校区単位でなくてもいいという内容になっているため、22か所という数で言うと、中学校区に相当する数を確保しようという計画になっている。

子育てひろばに関しては、委員からのご意見にもあったように、アンケート調査では子育てひろばを利用するのに徒歩で10分以内であれば負担を感じないという回答が一番多く、2番目に多かったのが15分以内である。

前回調査のときには15分以内という回答が最も多かったため、15分以内を想定して整備を進めた結果、今の配置になっている。令和6年1月には瓦木地区に新しい子育てひろばができ、ある程度市内にも一定の距離で均等に配置ができている状況である。

市民の方が望まれる在り方として、より近いところということは承知しているが、もう一步踏み出すとなると、財政支出や一気に数が増えるという点もあるため、今後の適正配置を踏まえて、慎重に検討してまいりたい。

○委員 気温が暑くなってきているため、10分以上歩いて子育てひろばまで行くことは非常に大変という実感がある。このことも含めながら、箇所数をしっかり考えてほしい。

○事務局 子育てヘルプについてお答えする。

資料記載の量の見込みは、令和5年度の実績値を基に、令和7年度から令和11年度までの0歳児の推計人口をもとに機械的に算出している。また確保方策についても、量の見込みと同数としている。

市としては、より多くの方にこの事業を使っていただけるように、周知・広報に努めたいと考えており、また今後ヘルパーが減少していくことも考えられるため、安定

的にヘルパー派遣ができるように、事業者の追加についても努めてまいりたい。

○委員 現行の子ども・子育て支援プランでも、数を増やしていくための周知や事業者の確保についてずっと言ってきた。今回の事業計画は、法定計画のみ策定するという方向性になっているため、現行の子ども・子育て支援プランと比べれば、内容が深く書き込まれていない分、なぜ確保の数が減っていくのかというところや、市としてどういうことを目指していきたいのかというところが、非常に見えにくい。

市としては、本当であれば虐待防止のために数を増やしたいと思ってほしい。少し積極的な形で数を示してほしい。確かに利用実績を参考にする必要はあるのかもしれないが、本来であればこれぐらいの数を目指していきたいなど、西宮市として強気な数字を出してほしい。

○会長 財政事情にはなると思うが、今後とも努力は続けていっていただきたい。南部と北部には資源の格差があり、特に北部が一定置き去りになってしまいがちと思うため、その辺も視野に入れてきめ細かい確保をお願いしたい。

○委員 3 ページ（2）養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業の算出について、令和元年度が19世帯ととても多いが、そこから結構減っている。この内容を教えてほしい。それに加えて、令和7年度から11年度までの量の見込みの算出根拠を教えてほしい。

○事務局 養育支援訪問事業の実績値についてお答えする。令和6年度から養育支援訪問事業が、いわゆる専門的支援だけの事業になったため、資料には専門的支援の実績値を記載している。

専門的支援の内容については、支援が必要な家庭を保育士が訪問し、育児に関する相談、養育者の身体的または精神的な悩みに対する相談、児童の発達に関する相談を聞き、適切な助言・指導を行うという事業である。

令和元年度までは、例えば家庭児童相談員と同行のうえ保育士が訪問していたことで、ある程度件数もあがっていたが、令和2年度以降はコロナの関係もあり、訪問自体が難しくなったことで減少している。

その後も数字が戻ってこず、令和5年度は8世帯となっている。今後はもう少し利用していただけるように、家庭児童相談員から対象家庭に働きかけをしていきたい。

量の見込みについては、令和2年度から令和5年度までがコロナの影響があったため、令和元年度の19世帯という数値を基に、推計人口で割り戻した数字としている。

○会長 養育支援訪問事業は従来国の事業であり、専門的支援と家事等の支援である。両方含まれていたものが、今回の制度改正で、その家事支援の部分が子育て世帯訪問支援事業の子育てヘルプに移行した。

養育支援訪問事業の中の家事支援の部分が移行すれば、当然子育てヘルプの確保方策の数が増えるのではないかと思う。

○事務局 専門的支援の数値は、先ほどご説明したとおりである。子育てヘルプについては、もともと養育支援訪問事業の一つで計上されていたものが、そのまま子育て世帯訪問支援事業に移っただけであるため、事業をするうえで大きく変わるというこ

とはないと思っている。

○会長 もともと1つだったものを、2つに分けた場合、養育支援訪問事業の数は当然減るのではないか。

○事務局 専門的支援は、どちらかという家事援助ではなく、保育士が家庭訪問をさせていただき、子供との関わり方を助言するような事業である。以前は養育支援訪問事業の中に専門的支援と子育てヘルプの両方が入っていたが、目的が違う事業である。

これまでの第2期事業計画では、専門的支援の数値を計上していなかった。あくまでヘルパーを派遣する子育てヘルプの事業だけを計上していた関係があるため、これが子育て世帯訪問支援事業に移ったからといって、急に数字が減るということはないと思っている。

○会長 (2) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業のタイトルは国の定めた項目名になっているのか。要保護児童等に対する支援に資する事業だと、扱う範囲が広いため、中身とタイトルが合致しないのではないか。

○事務局 (2) のタイトルは、子ども・子育て支援法に書かれているとおりである。計画に記載する量の見込みと確保方策は、養育支援訪問事業についてのみであるが、要保護児童等に対する支援に資する事業については、法的には量の見込みを書く必要がないため、要保護児童対策地域協議会（以下、要対協）について今後の方向性を記載している。

○会長 (2) のタイトルは、養育支援訪問事業以外に要対協もあるし、その他の者による支援に資する事業もある。扱う範囲は広いが、中身はあくまで養育支援訪問事業ということとなるのであれば、量の見込み及び確保方策のところ、括弧書きでも養育支援訪問事業と書くわけにいかないのか。

○事務局 この資料は量の見込みと確保方策について審議いただくものである。タイトルは法律どおりの表現になっているが、資料3の素案を見ていただくと、養育支援訪問事業として、事業の概要と量の見込み及び確保方策、そして今後の方向性は養育支援訪問事業とは別に要対協の内容を記載している。

○委員 養育支援訪問事業について、コロナの影響で数が少ないというのはよく分かる。ただし、要対協にかかっており、手を入れないといけない世帯はもっと多いのではないか。本当にこの数がケアすべき件数なのか。

○会長 要対協の進行管理台帳に登録されている子供さんの数は膨大であるため、その数を量の見込みに入れるのかという点である。

ただし、あくまで利用世帯数であるため、進行管理台帳に登録されている方を利用者とみなしていいかという問題がある。

○委員 本当はもっと手を入れないといけない家庭があるのではないかと思う。

○委員 4ページ(5) 親子関係形成支援事業について、令和11年度にはじめて確保方策の数字が出てくる。県として昨年度1年間かけて、市町で実施をしていただくと

めにマニュアルの作成や、あるいは各こども家庭センター単位で研修を実施し、できるだけ今年4月スタートに間に合わせるために取り組んできた。

市として令和11年度まで実施しないという方向性をどうこう言うつもりはないが、何がネックになっているのか。いずれの市も同様の考え方になると思うため、関係機関と協議をする材料として、考え方や県として何かできるものがあれば教えてほしい。
○事務局 親子関係形成支援事業の量の見込みと確保方策が少なくなっている理由は、実際にニーズがあるかどうか、非常に疑問だと思っているからである。

国の実施要綱によると、この事業の対象者は、保護者に監護させることが不相当であると認められる児童及びその保護者、もしくはそれに該当するおそれのある児童及び保護者など、子供の養育を支援することが特に必要な者となっている。

国のガイドラインによると、定員が10名程度、原則としてグループで実施をすることになっており、おおむね5回から8回ぐらいの連続講座で、1回当たりの講座が90分から120分程度となっている。

実際に家庭児童相談をする中で、保護者の皆さんはすごく忙しくしておられる。育児や仕事をされている方もたくさんいらっしゃる中で、日程の決まった1回当たり2時間のプログラムに4回連続で参加できるという方が実際どれぐらいいるのか、正直疑問に思っている。

もしペアレントトレーニングを希望される方がいらっしゃった場合は、子供家庭支援課の心理士が、一対一のプログラムで実施できるようにしているため、そちらを案内する形になろうかと思う。

○委員 国の要綱を見ていると、かなり時間と手間暇をかけないといけないというのは、我々も認識はしている。ニーズがあるかどうか疑問という点については持ち帰って、各センターと協議をしてみたい。ただ、ニーズはわからないものの令和11年度には確保方策として数字はあがるのか。

○事務局 県の指導で計画の最終年度までゼロとすることはできないと言われているため、令和11年度には10をあげているが、実施するかは今後の他市の状況も見ながら検討していく。

○会長 ペアレントトレーニングは、今までやってきた方法について、検証して発展できるようにする必要があるのではないか。

○事務局 市全体で見ると、こども未来センターでペアレントプログラムという事業を実施している。この親子関係形成支援事業については、対象がすごく限定的になっているため、ペアレントプログラムとして実施をすることは検討する必要があると思っている。

○会長 おおむね10人確保できるかという問題はあると思うが、おおむねであるため10人じゃなくてもいい。グループでやっている自治体は割とあると思う。他市の状況を参考にしながら、前向きに考えてほしい。

○委員 国からのメニューで下りてきたが、使い勝手が悪いからできないことを県に伝えてほしい。

○委員 ほかの自治体さんでも、量の見込み及び確保方策は示されていると思うため、各センターで集約のうえ検証してみたい。

やり方や取組方法に課題がある場合は、県としてきちんと国にも話をする必要があるため、検討させていただく。

○副会長 移転後に継続しているか不確かだが、神戸市の児童相談所は、グループ指導というか母親講座のようなものを実施していた。これから子供も自己主張し出して、それにどのように付き合っていくかといった、3歳ぐらいの子供を対象にしたものや、思春期に差しかかった子供対象のプログラムを児童相談所でやっていた。児童相談所の職員さんだけでなく、主には関西学院大学や武庫川女子大学の先生が入って実施していた。西宮にある大学の教員が、神戸市の児童相談所でしているのであれば、西宮でも同様のプログラムを実施してもらったらいいいのではないか。

やはりニーズはある。どちらかというとなら後に備えて勉強したい親御さんが多いのだが、中には非常に悩んでおられる方もおり、グループで同じ仲間、同じ悩みを持つ人同士で、励まし合ったり支え合ったりすることができる。また新たなお母さんグループができたたりもするため、必要としている人はいる。

○会長 特に虐待の対応は、こじれてしまうととことん難しい。親も子もぼろぼろになっているし、少々こちらが介入してもなかなかうまくいかない。支援する側も疲弊し切ってしまうことがある。虐待は病気と一緒に、できるだけ早期の段階で防止する必要がある。たくさんいると思われる虐待の一手手前でもがき苦しんでいる人へトレーニングをすることで、虐待に至るまでの芽の段階で摘み取ってしまうことができるため、すごくいい取組だと思う。近辺でいくつかの自治体で取り組んでいると思うため、情報を集めて前向きに検討してほしい。

事業計画として載るため、毎年報告があり、いろいろと意見を申し上げることとなる。計画の途中で数字を修正することは可能か。

○事務局 前回の会議でお示しした資料に記載のとおり、計画期間の中間年に見直しができるため、その際に数値を変えることは可能である。

○会長 ほかの自治体も参考にしながら、ぜひ前向きに検討してほしい。

○委員 児童育成支援拠点事業についてお聞きしたい。南部の量の見込みが40人に対して確保方策が20人。北部が量の見込み20人に対して確保方策がゼロになっている。1か所を20人として今後設定していきたいということだと思う。この事業を必要とする子供の数と、実際に来てくれる子供の数、一方で設置しなければいけない数について、その辺の関係性が読み解きにくいので教えてほしい。

○事務局 事業自体が始まったばかりのため、他市にもあまり例がない。現状県内では明石市、尼崎市、あと宝塚市が実施されていたかと思う。

やり方が様々であり、定員が満員になり待機が出ている自治体もあれば、半数程度で収まっている自治体もある。

やり方にもよるが、どれぐらいニーズがあるかが今の段階で把握ができない。学校が終わってから子供が来るような事業になるため、どうしても送迎が必要になってく

ると考えたときに、全市で1か所となると、送迎で子供たちを集めるのは事実上不可能であるため、北部1か所、南部2か所という形で、量の見込みを算出した。

○委員 学校に行っていないお子さんなど、日中はどのようにカバーするのか。

○事務局 今のところ決まったものは持っていない。ただ、国のガイドラインを見ると、平日の開設時間が、学校の終了時間から夜の6時までという設定になっている。国のイメージとしては、平日は学校が終わってから来るという想定をしている。

○委員 国の想定は国の想定であって、市としての課題は、学校に行けていない子供たちの数にある。国のガイドラインがそうであったとしても、西宮市としてはどうあるべきなのかを念頭に置きながら進めていってほしい。おそらく数はたくさん必要になると思うため、やり方次第で本当に違ってくるということであれば、なるべく子供たちが行きやすい方法で、満杯になる状況があればいいと思う。数ももう少し増やしてほしい。

○会長 乳幼児と学童との間に大きな壁、政策の壁があると言われている。市で実施したアンケートを見ても、小学生を持つ親のニーズとして圧倒的に多いのは、子供たちが安心して安全に、また健全に過ごせるような機会づくりに対してとても強いニーズがあったと思う。それを考えると、この事業は一つ大きな柱になるべきであるため、今回はこれでいくとしても、また中間見直しのときに、学校に行けていない子供をどうするのかということも含めて、もう少し実態に合った施策を考えていってほしい。

○委員 子育てヘルプについて意見がある。0歳児の子供の数から機械的に算出された数字という説明があった。西宮市の特徴としては、核家族が多かったり、転出してきて、あまりつながりのない家庭が多かったりという中で、本当に孤独に子育てされている家庭が多いと感じている。

市民の立場からしたら子育てヘルプはすごく利用したい施策だと思っている。子育てヘルプは昔にはなかったもので、とても魅力的である。アンケートを見たら、使う方がまだまだ伸びていくように感じるのだが、量の見込みは減っている。子供の数が減っても利用される方が増えるだろうし、増えてほしいとも思う。そこでつながったらその後の子育てもどんどんやりやすくなっていくため、この数字はもっと積極的な数字であってほしい。

広報の充実もされるということであるため、知ったら利用したいと思うのではないか。さらに周りの方が利用しているというのを聞いて、その口コミでまた利用したい方がどんどん増えると思う。

○会長 昔だと地域ぐるみでお互いに子育てを支え合ったり、実家に頼ったりということがあった。ところが都市化と核家族化で、そういう環境がなくなってしまう。子育て家庭が支援を受けられないまま追い詰められて、虐待になってしまうことを考えると、このような取組は虐待の予防という観点から、すごく大事であるため、今後拡充に努めてほしい。

(2) 第3期西宮市子ども・子育て支援事業計画の素案について

○委員 40ページの「養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会等による要保護児童等に対する支援に資する事業」について、実態がなかなか見えない。現行の子ども・子育て支援プランでは、相談件数がグラフで示されており、市の現状が示されたうえで、事業を進めていくということが分かりやすかった。第3期の計画でもグラフを掲載するなど実態がわかるような掲載ができないか。法定計画のみになった結果、現行の支援プランの中で、子供の貧困や虐待の未然防止がしっかり書き込まれていたところが、非常に見えにくくなってしまっていると今回の素案を見ていて思う。だからこそ端々で、より説明が分かるようにしてほしい。

あと50ページ、51ページの部分について、昨日子ども・子育て会議を傍聴させていただき、配慮の必要な子供たちへの視点が必要ではないかという話もあった。児童福祉専門分科会が担っている児童生徒に関しても、もう少しきめ細やかに書くほうがいいのではないか。

○会長 例えば具体的に、この辺は特になどあるか。

○委員 40ページに関しては、もう少し要対協や虐待の相談件数といった、市としての現状の課題が見えた上で、こういった事業が必要だと流れで見えるように明確化してほしい。

50ページ、51ページの部分では(5)の「外国につながる子供たちへの支援」について、確かにとても重要な部分であるが、子供を分けずに全ての子供たちへの支援の強化について書いてほしい。

○事務局 40ページについて、例えば児童家庭相談件数の推移のデータを載せること自体は可能である。

ただ、昨年度からお話をしており、この事業計画は、いわゆる法定の計画を策定するとしているため、現行の支援プランのように詳しく書くことは考えていない。ある程度記載することは検討するが、現行の支援プランに近いものを作ることは考えていないため、そこは御了承いただきたい。

50ページ、51ページについては、(1)から(4)までは国の示す基本指針において、(5)は国の示す「量の見込みの算出等の考え方」において計画に記載することとされている。昨日の子ども・子育て会議でも、配慮の必要なお子さんたちについても、それぞれに記載したらどうかというご意見もあったため、法定で記載する部分との兼ね合いを見ながら記載を検討したい。

○会長 また全体的な調整をしたうえで、次回お示しいただきたい。

○委員 不適切な関わりや、子供自身が子供らしく生きていけないことを防ぐ役割のためにこの計画がある。虐待に関することを載せるのかは国の決めることであると思うが、少しは載せたほうがいいのかと思う。市として虐待を絶対にさせない、守っていくといった文言があれば嬉しい。

○会長 虐待の発生予防の部分と子育て支援との関係を、もう少し明確にしていく必

要がある。一方で、虐待を強調し過ぎると、子育てに夢が持てないという考え方にもなる。西宮市では夢を持って子育てができるという、プラスのイメージも持たせたい。

○委員 何かまずいなと思ったときに、ヘルプが出せる人は問題ない。一番の課題であるヘルプを出せない人も救っていくという文言が記載されると心強い。

○会長 誰も取りこぼさない政策ということである。

○委員 利用者支援事業のこども家庭センター型について、兵庫県で児童相談所の名称がこども家庭センターのため、別のものである旨の注釈が必要ではないか。

○会長 兵庫県さんは、こども家庭センターから名称を変えないのか。

○委員 庁内で協議した結果、変えないこととなった。

○会長 県として、市町のこども家庭センターはどのように表記するのか話は出ているか。

○委員 県としては、名称が一定定着をしていることから、逆に変えることによって混乱を生じるであろうと考えている。各市町ではオリジナルの名前を使っているところもあるため、独自性を出していただいたらという意見もあったと聞いている。

○会長 県として、市町のこども家庭センターの表記をしないといけない場面があるだろうが、その場合はどうするのかと思う。

○委員 こども家庭センターのイメージ図があるが、児童相談所とは異なる旨を注釈で記載する必要があるのではないか。

○会長 確かにわかりにくいため、簡単に注釈をつけてほしい。

○事務局 こども家庭センターの名称の件で話が出たため、利用者支援事業のこども家庭センター型の本市における今後の計画について、簡単にご説明させていただく。こども支援局の中の子供家庭支援課が担っている児童福祉の分野と、保健所の地域保健課が担っている母子保健の部署を統合する検討を進めている。各自治体によって設置の手法は様々であり、本市においては2つの部署に分かれて実施していたものを、一体化する必要があり、組織構成も含めて可能な手法を今後検討していく。名称についても、こども家庭センターとなると非常に紛らわしいと認識しているため、検討している状況である。

○会長 この計画を公表するまでに名称は決まらないのか。

○事務局 資料に「こども家庭センター（市区町村）」と記載しているが、計画を出す段階では、頭に「仮称」とつけるなど、県の児童相談所様と区別がつくような言葉が必要であると考えている。

○会長 ここの表記についても誤解がないように、注釈をつけるなど工夫してほしい。

○事務局 はい。

○委員 例えば27ページでいろんな事業が記載されており、これを市民の皆さんに周知徹底することは、事業計画の中に入ってこないのか。現在子育て情報の発信はLINEを使っているが、LINEは自分の知りたい情報しか見ないため、全体的にどんな事業があるのか、一覧表があればよい。例えば病児保育事業について、仕事を休めないときに病気の子供を預けられる場所があるということが、一覧表があれば分かる

が、LINEの場合は、自分の知りたい情報にだけアクセスしてしまい、全体が見えないと思う。周知徹底することも計画に入れるのか。

○事務局 子育て総合センターで、毎年「にしのみや子育てガイド」という冊子を作っており、妊娠された皆さんにお配りをしている。また毎年新しいものが出るため、ご希望の方は支所やサービスセンターでも、新しい冊子を受け取れるようになっている。ホームページにもデータを載せており、皆様に調べていただけるようになっている。

○委員 子育てヘルプを周知していきたいと言うが、子育てガイドの妊娠出産のページでしか、子育てヘルプを知る術がない。妊娠前でしか開かないページにしか載っていないため、支援が欲しいと思い冊子をめくったときに、そこに行き当たらない。そこから辺の工夫もあってもいいのではないか。妊娠、産前産後だけではない部分であるため、あっと思っただけで見たときに、子育てヘルプにつながるような仕組みにしておいてほしい。

○事務局 子育てヘルプは、主に産後8週間までの方が対象になっている。例えばお子さんが3歳になったときに使いたいというのは難しいのかなと思っている。

○会長 国の要綱でも産後8週間となっているのか。

○事務局 資料の47ページに記載のとおり、子育て世帯訪問支援事業が2つに分かれている。1つが子育てヘルプ、これが今申し上げた産前産後のサービスということになっている。さらに児童支援ヘルパーというものがあり、こちらもヘルパーを派遣する事業ではあるが、子育てヘルプとは違い、18歳未満のお子さんがある家庭であれば派遣はできるが、本人の申請に基づいて派遣するサービスではなく、要対協で支援をしている中で、ヘルパー派遣をすることで子供の養育環境がよくなると市が判断した場合に派遣する事業である。そのため、児童支援ヘルパーは市のホームページで案内はしていない。

○会長 国もそのような基準で分かれているのか。

○事務局 国では明確に分けていなかったように思う。

○会長 本来は本人からの申請が必要だが、それがなくても、こちらから支援ができるといった内容になっていたような記憶がある。

○事務局 おそらく措置でのヘルパー派遣という形になると思うが、児童支援ヘルパーは措置ではなくて、あくまで市の判断でヘルパーを派遣するサービスという位置づけにしている。

先ほど申し上げたように、ある程度状況の悪いご家庭に市の判断で派遣するということになっているため、子育てヘルプは所得に応じて利用料がかかるが、児童支援ヘルパーは市の判断で派遣することとなり、利用料がかかるとなかなか受け入れてもらえないこともあるため、全て無料にしている。児童支援ヘルパーを誰でも利用できるようにすると財源が不足するため、市の判断で派遣している。

○委員 40ページの養育支援訪問事業についてお伺いしたい。西宮市では訪問する方は保育士に限っているのか。

○事務局 子供家庭支援課に保育士の職員が2名おり、その者が中心になって家庭訪問をしている。

ただ、家庭児童相談員も基本的には全員が何らかの資格を持った者になっており、一緒に家庭訪問するケースがほとんどであるため、保育士だけではなくて違う資格を持った者も、一緒にお話を聞かせていただくこととなる。

○委員 他市では、助産師さんや保健師さんも訪問する場合があるようだが、西宮市は保育士さんが主となってこの事業をしているのか。

○事務局 西宮市では保育士を中心としている。子供家庭支援課には保健師が今一人もいないため、なかなか保健師が家庭訪問をするというのは難しい。必要になったときには、地域保健課と連携をして地区担当の保健師と一緒に家庭訪問をさせていただく。

○委員 今後、利用者支援事業のこども家庭センター型ができた場合は、重層的に両方が連携して訪問するとなるのか。

○事務局 現状でも子供家庭支援課と地域保健課の保健師は、割と密接に連携をして、支援をできていると思っている。

ただ、こども家庭センターができると、指揮命令系統が一本化されるため、例えば保健師が、何か危険を察知したような早い段階から子供家庭支援課の職員が介入できる。逆に子供家庭支援課だけが対応しているケースについても早い段階から保健師と一緒に入れるというメリットが出てくるのではないかと思う。

○委員 40ページにある今後の方向性で「さらなる事業の周知を行い、利用回数の増に努める」とあるが、これはどこに向けて事業の周知をされるのか。

○事務局 基本的には、子育てに悩んでおられる親御さんを対象にすることになるかと思う。今までであればホームページに掲載をしていただけたが、妊娠された際、必ず母子手帳交付時に一緒に子育てガイドを配布しており、その際にしんどそうなお母さんには保健師が必ず紹介している。関係機関にしっかり周知をしていくことで、サービスにつながる形にしていきたい。

[午前11時3分 閉会]